

契 約 書

帯広市（以下「甲」という。）と、弁護士 松浦 護（以下「乙」という。）とは、事務の委任について次のとおり契約する。

（委任事務）

第1条 甲は、原告 [REDACTED] 外12名、被告 帯広市長 米沢 則寿 を当事者とする釧路地方裁判所平成31年（行ウ）第2号 公金支出差止等請求事件について、甲の訴訟事務の一切の処理を乙に委任し、乙はこれを受任する。

（報酬金）

第2条 甲は、乙に対し、着手金として金5,400,000円（うち消費税額及び地方消費税額400,000円）を乙の請求に基づき支払うものとする。

2 前項に規定するもののほか、甲は、前条の委任事務が終了したときは、乙に報酬金を支払うものとする。この場合において、報酬金の額は甲乙協議のうえ定めるものとする。

（印紙代等の負担）

第3条 甲は、印紙代、通信費、送達料、出張旅費等その他委任事務に要する費用について、乙と協議の上、所要の額を負担するものとし、乙の請求に基づき支払うものとする。

（記録の提出）

第4条 乙は、委任事務終了後、遅滞なくその記録を甲に提出するものとする。

（その他）

第5条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

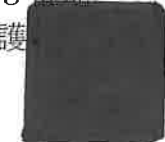
この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年5月23日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市長 米 沢 則 寿



乙 帯広市東8条南8丁目13番地  
弁 護 士 松 浦 護



部長	企画調整課	課長	係長	係	浄書	校合	施行点検	施行確認
					9	0	0	0

俵 晃

